

81 文官試験試補及見習規則に関する細則制定

〔明治二十年七月〕

各省大臣	外務	花押 （井上）	大蔵	海軍	文部	花押 （森）
	内務					
内閣總理大臣	陸軍	印 （山県）	印 （大山）	印 （西郷）	農商務	印 （柳本）
	司法					
内閣書記官長	内閣書記官長	印 （伊藤）	印 （田中）	印 （金井）	印 （谷森）	印 （藤谷）
	花押					

文官試験試補及見習規則ニ関スル細則

右閣議ニ供ス

(注記3)

閣令第〔十八〕号
(朱書)

勅令第〔三十七〕号文官試験試補及見習規則ニ依リ細則ヲ定ムル
コト左ノ如シ

明治〔二十〕年〔七〕月〔二十三〕日
(朱書) (朱書) (印)

内閣總理大臣

文官試験試補及見習規則ニ関スル細則

第一条 高等試験ハ左ノ科目中司法官ハ五科目以上行政官ハ三
科目以上ヲ以テ試験ヲ行フノ定限トシ試験ノ期日及場所ト共
二三箇月以前ニ文官試験局長官官報ヲ以テ之ヲ公告ス

司法官ノ試験ハ一二三四五六七ノ科目中ニテ試験ヲ行フノ科

目ヲ定メ行政官ノ試験ハ二三四ノ科目ヲ除キ自余ノ科目中ニ
テ試験ヲ行フノ科目ヲ定ム

一 民法

二 訴訟法

三 刑法

四 治罪法

五 商法

六 憲法

七 行政

八 財政

九 理財

十 國際法

第二条 前条ノ科目中本〔法〕〔邦〕^(抹消)_(加筆・朱書)二成典アルモノヲ除クノ外ハ

受験人ハ予メ文官試験局長官ノ許可ヲ得タル外国ノ書籍ニ依
リ試験ヲ受クルコトヲ得

第三条 高等試験ハ國語及漢字交リノ文ヲ以テ之ヲ行フ特ニ外
國語及外國文ヲ以テ試験ヲ受ケンコトヲ願フ者ハ予メ文官試
験局長官ノ許可ヲ受クヘシ

第四条 勅令第〔二十七〕号文官試験試補及見習規則第三条ノ資
^(未書)

格ヲ具スル者ヲ除クノ外教官技術官其他特別ノ學術技芸ヲ要
スル者ノ試験ヲ為ストキハ其試験ノ科目ハ試験ノ期日及場所
ト共二三箇月以前ニ文官試験局長官官報ヲ以テ之ヲ公告ス
第五条 高等試験ハ勅奏任官ニシテ文官試験局長官ノ許可ヲ得
タル者ノ外傍聴ヲ許サス

第六条 筆記試験ハ受験人總員ヲ一室又ハ數室内ニ閉鎖シ一室

テ二試験委員一名監視シテ之ヲ行フヘシ但受験人一名ナルト
キハ試験委員二名監視スルヲ要ス

第七条 筆記試験ノ問題ハ試験局長官定ムル所ノ方法ニ依リ各
受験人ヲシテ之ヲ知悉セシメ予定ノ時間内ニ答弁書ヲ差出サ
シムヘシ

第八条 筆記試験ノ問題ノ數ハ各科目ニ付試験委員〔ノ〕議定シ
タル所ニ依ル

第九条 試験室ニ備ヘ置クヘキ必要ノ参考書類ハ法律類集官報
其他公然ノ法章ニ限ル

第十条 口述試験ハ筆記試験ヲ終リタル後試験委員長ノ上席ヲ
以テ試験委員總員ノ列席ニ於テ受験人一名毎ニ試問シテ即時
答弁ヲ為サシムヘシ

第十一条 口述試験ハ各受験人ニ付半時間以上一時間以内トス

第十二条 高等試験ハ受験人ノ果シテ學理上ノ原則ニ通曉スル
ヤ現行ノ法律命令ヲ解得スルヤ又法律命令ヲ實務ニ應用シ及
之ヲ口述スルニ確實敏捷ナルヤ否ヲ試験スルヲ以テ目的トス
ヘシ

第十三条 高等試験ヲ經タル各科目ノ点数及其全体ノ効果ニ関
シ合格者ヲ定ムルハ試験委員ノ議定シタル平均点数ニ依ル

第十四条 当選者ハ各合格者ニ就キ試験委員長ノ具状スル所ニ
依リ各官庁ノ需要ニ応シ人員ヲ限り内閣ニ於テ之ヲ定ム

第十五条 前条ノ合格者中ヨリ当選者ヲ査定スルハ其試験ヲ行
ヒタル日ヨリ四週間以内ニ之ヲ結了シ官報ヲ以テ其姓名ヲ公

告スヘシ

第十六条 試験委員長ハ試験委員ノ職務ニ属スル議決ノ數二入ラス若シ其議決ニ関シ試験委員ノ説可否相半スルトキハ試験委員長ノ定ムル所ニ依ル

第十七条 受験人ハ其試験ヲ受クルノ際試験手続ニ関スル規則及試験委員ノ命令ヲ遵守スヘシ犯ス者ハ監視ノ試験委員ニ於テ退室ヲ命シタルノ後之ヲ試験委員長ニ報告シ其試験ヲ拒ムコトヲ得

第十八条 高等試験ノ手続ニ関スル細目ハ文官試験局長官ノ定ムル所ニ依ル

第十九条 普通試験ニ関スル細則ハ文官試験局長官ノ認可ヲ経各官庁ノ普通試験委員ノ定ムル所ニ依ル

(注記1)

「昭和」〇印

(注記2)

「七月廿二日裁可^(會報)」

(注記3)

「11」(簿冊内件名番号)

〔「文類聚」第十一編 明治11年
五年第五卷〕 2A, 11, 292